

ワインの貿易に係る諸規制

2011年1月

日本ワイン法制定研究会

文責

高橋梯二 戸塚 昭

1 はじめに

ワインの輸出入は近年増大し、今では、世界各国がいろいろな国のワインを楽しむことができるようになってきている。このことが、後発のワイン消費国のワイン需要を押し上げているといっても過言でない。しかし、ワイン貿易には様々な規制があり、輸出する場合、これらの規制をクリアしなければならぬという現実がある。これは、各国のワインに関する表示基準や製造の技術的基準が異なり、輸出国は、基本的には輸入国のこれらの基準に合致していなければワインを輸出できないことから生じる貿易上の規制である。これらの規制についてはWTO（世界貿易機関）やOIV（国際ブドウ・ワイン機構）（1）などの多国間あるいは2国間ベースで調和の努力が行われているが、まだ、多くの問題が残されている。

本稿は、これらの規制の現状をできるだけ明らかにするとともに、どのような国際調和の努力がなされているかを分析することによって、日本がEUなどにワインを輸出する場合の参考とするためのものである。

2 規制の背景

ワインの貿易に関する規制が問題となるのは、EU（ヨーロッパ連合）の厳しい規制がEU諸国へ輸出されるワインに適用されることが大きな要素になっている。ヨーロッパは、ワインの先進国であり、100年以上も前からワインの品質を高め、かつ有名なワインの名声を守るため、様々な制度や基準を構築してきた。たとえば、フランスで1889年のグリフ法等によって、ワインは、新鮮なブドウを発酵させたもので、水、アルコールや人工着色料を加えていないものと定義され、EUのワイン規則ではこの定義をほぼそのまま採用している。その結果、EUの定義に合わないワインはEUに輸出できない。戦後ヨーロッパをはじめとする世界各国にワインの輸出を伸ばしてきたアメリカやオーストラリア等はヨーロッパの基準を緩和するよう要求もし、かつ妥協も図ってきたが、それぞれの国でワインづくりに対する思想・習慣や、気候条件等に応じた製造方法の違いもあり、EUの基準に完全に合わせる事が困難でもある。

一方、ヨーロッパでは、AOC制度（統制原産地呼称制度）が発展し、1994年には、それを含む地理的表示がWTOにおいて知的所有権の一つとして認められることになった。しかし、アメリカ等は依然としてGI（地理的表示）で他国のワインとの差別化を図るのは貿易障害になりうるとの考えを捨てておらず、GIにまつわる複雑な貿易

規制の問題も存在する。

3 表示に関する規制

(1) G Iに係る規制

G Iワインを輸出する国にとって、輸出先の国でG Iとして認定されるか否かは、重大な問題である。G Iとして認定されなければ、テーブルワインとしての評価しか受けられないうえ、G Iとしての原産地名称の保護が受けられない。さらに、上質ワインとしての表示も認められない。たとえば、EU規則によれば、産地表示、伝統的表現（シャトー、クロ、ドメイン、シュールリなど）、特別の醸造法の表現（樽醸造、樽熟成、など）が認められない（2）。

しかし、ある国でG Iと認定されたワインが、他の国でどのような判断基準でG Iワインと認定されるかは、まだ国際的に明確になっていない。TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）では、G Iの保護を国内法において実施しなければならないとしたが、ある国で定められたG Iが他国でどのように保護されるかについては明確な合意がなされなかった。したがって、知的所有権としてのG Iの法律の独立性の原則によって、他国のG Iを自国の法律で保護するかどうかは、その国の法的判断に任せられているとされる。ただ、二国間協定や多国間協定があれば別で、たとえば、リスボン協定（原産地呼称の保護及び国際登録に関する協定、1958）では原産地呼称は、加盟国の原産国で登録されれば、他の加盟国においても基本的には自動的に保護されることになっている。

このような状況にあるので、国際保護を確実にするためには、自国のG I制度に他国のG Iを申請させて登録するか、多国間あるいは二国間協定によってお互いのG Iを登録し、保護する方法がとられている。EUは、国際保護を確実にするため多国間の国際登録制度を主張しているが、WTOの場でなかなか合意されないので、二国間協定による相互の登録に重点を置きつつある。

日本とEUとの間に二国間協定がない状況において、日本の上質ワインが国内法においてG Iワインとして認定されても（現在G Iワインとして認定されているワインは日本にはない）EUにおいてG Iとして認められるのかあるいはG I並みに扱われるのかは、EUの法制度に基づくEUの判断となるが、EU規則においてはこの点をどう取り扱うかは明確になっていないと思われる。EU規則の条文をそのまま、解釈するとEUのG I制度に登録することが必要とも解釈される。

第三国のG IがEUにおいてもG Iとして保護される条件に関しては、2005年のWTOパネル報告（EUとアメリカの係争で農産物に関するEUのG I規則に関するも

の)によって次のような解釈がなされている。まず、第一の条件は、当該第三国において法律に基づきG Iとして認定されていること。第二は、当該第三国のG Iの基準が必ずしもEUの基準と同じでなくてもよいこと(EUと同じ基準を要求するのは内国民待遇の原則に対する違反と解釈された)。第三は、EUがG Iに関して管理・検査機関を当該第三国に要求するのは国際協定に違反していないと解釈されたことである(「WTO紛争処理機関の決定の地理的表示の国際保護に及ぼす影響」参照)。したがって、日本のG Iは、EUほど厳しい内容のものでなくともよいが、どのような内容であればEUのG I並と認められるのかは明確になっていない。現在、中国が農産物・食品10品目ほどについてEUにG I登録申請をしているので、この結果をみれば、ある程度EUの方針が分かると思われる。

また、2009年に仮署名されたEUと韓国の自由貿易協定において地理的表示に関する合意があり、その中で相互に保護するための地理的表示制度に必要な要素が規定されており、これが参考となるかもしれない。

(2) 産地表示等

ワインについては、産地表示は決定的に重要である。フランスではAOCワインを上級ワインとして守るため、AOCワインでないテーブルワインについては産地表示することを禁止し、それが、EU規則に受け継がれている。この規則によれば、EUで輸入されるワインについてもG Iと認識されなければ、産地表示ができないと解釈される。しかし、上記(1)で述べたように国際的なG Iの承認方法が明確になっていないので、互いのG Iを知的収有権としてとして認めるかどうかを棚上げにして(3)、産地表示についてはワインの主要輸出国とEUとの間でそれぞれ2国間協定を結び、ある程度の解決が図られている。

たとえば、アメリカとEUとの協定(Agreement between the United States of America and the European Community on trade in wine, 2006)においては、アメリカはEUの2000種類ほどのG Iの名称をアメリカ国内において保護することとし、EUはアメリカのAVA(American Approved Viticultural Area: 米政府承認ブドウ栽培地域)の産地名、州の名前及び郡の名前を保護することを約束している。また、オーストラリアとEUとの協定(Agreement between Australia and the European Community on trade in wine, 2008)においては、EUのG I名がオーストラリアで保護されることはもちろんのこと、オーストラリアのG Iの地域名(112)及び州の名前がEUにおいて保護されている。なお、オーストラリアのG Iの産地表示においては、1ヶ所の産地が表示されている場合は、その産地において収穫されたブドウが85%以上、2または3ヶ所の産地が表示されている場合は95%以上とされている。それぞれの国での以上の産地名の保護についてはTRIPS協定第23条(1)と同じ高い水準の保護が適用されることになっている。

産地表示においては、古くは、ヨーロッパの産地名、たとえば、「クラレット（ボルドー）」、「バーガンディ（ブルゴーニュ）」、「シャンパーニュ」、「ホック」、「ライン」などの産地名をワイン新興国が使用していたことに対して、ヨーロッパ諸国が反発するという問題が大きかった。ECはこれらのワインの輸入を禁止していた。長年の二国間交渉及び多国間交渉を経て、最近、この問題はほぼ解決をみているが、アメリカとは、なお、問題を抱えており、アメリカはセミジェネリックと称するこのような名称の使用を16に限定するとの約束をEUに対して行ったが、そのための法律がまだ議会で承認されていない。さらに、この16の名称の使用も期間が限定されており、その後は再交渉を行うことになっている。オーストラリアについては、これらのヨーロッパの産地名の使用を協定発効から1年以内に停止することを約束している（「トカイ」のみは10年）。

（3） 伝統的表現の表示

「シャトー」、「クロ」、「ドメイン」、「クリュ」などの伝統的表現はヨーロッパの長いワイン生産の歴史の過程で発生してきた表現であり、フランスの1919年原産地呼称法で原産地呼称ワインにしかこれらの表現の使用が認められないとされた（第10条）。この考え方がEUワイン規則に採り入れられ、今では、伝統的表現のEUの登録制度が設けられている。一方、アメリカやオーストラリアさらに日本等においても「シャトー」、「ドメイン」などの表現が用いられている。したがって、EUは、長い間、ヨーロッパの伝統的表現の使用をやめるようこれらの国に申し入れを行い、これらの表現を使用しているワインの輸入を制限してきていた。最近、EUとアメリカ等の国とのそれぞれの二国間交渉により、その使用について一定の合意がみられている。

たとえば、アメリカとEUとの協定においては、アメリカは、「シャトー」、「クロ」、「シュールリ」などの一定の表現はEUに輸出されるワインにも表示できるようになった。オーストラリアとEUの協定においては、オーストラリアは、EUで登録されている伝統的表現は原則として使用しない（保護する）こととし、さらに、伝統的表現を含む商標の登録を国内で認めないことを約束した。しかし、協定の署名時点（2008年）より以前に善意で登録されていたこれらの商標は有効とされた。また、「シャトー」などの伝統的表現を含む企業名（Business names）も同様の扱いとなった。

（4） 品種等表示

ワイン醸造用原料ブドウ品種についてみると、フランス等において19世紀後半のフィロキセラ被害からの復興過程でアメリカ品種が導入されたが、ワインの品質が落ちた苦い経験から、ヨーロッパ系ブドウ品種によるワインを基本とすることとされ、EU規則にそれが反映されている。したがって、EU加盟国ではワイン醸造用原料ブドウとして栽培可能な品種をヴィティス・ヴィニフェラ種及びその交配種に限定している。なお、

第三国からの輸入ワインについては、EUのこの厳しい基準に限定されることなく、当該第三国の国内法あるいは代表的な団体で作成された基準に従った品種表示であって、かつ、OIV、UPOV（植物新品種保護国際同盟）あるいはIBPGR（国際植物遺伝資源理事会）のリストに掲載された品種でなければならないとEUワイン規則に定めた。アメリカや日本等においては、米国系ブドウ品種および米国系とヨーロッパ系の交配雑種といったEUの規定に適合しない品種を原料としたワインがあり、調整の努力が行われている。アメリカでは2国間協定によってEUに輸出されるワインについて200種類ほどの品種リストを作成し、この品種の表示を可能としている。また、追加の手続きも定められている。日本では、2010年に甲州種がOIVのリストに登録され、EUへ輸出する甲州種ワインに品種名の表示が可能となった。オーストラリアについては、協定においてOIV、UPOVあるいはIBPGRで作成されたリストの品種であれば表示可能とした。ただし、表示された品種が85%以上使用されていなければならないことになっている。

なお、EUにおいては従来から品種及び醸造年度の表示は、テーブルワインには認められていなかったが、アメリカ等の新興ワイン生産国を中心に、世界的に品種表示が普及してくると国際競争上不利になることから、2008年にEU規則を改正し、GIワイン及びテーブルワインの区別なく、品種と醸造年度を任意表示として認めた。

（5）製造方法等に関する表示

EUの規則によれば、「樽発酵」、「樽貯蔵」、「樽熟成」、「シュールリ」等の表示はGIワインにのみ認められており、かつ第三国のワインについてもGIワインでなければならないと規定されている。したがって、この基準に反するワインはEUに輸出できない。しかし、アメリカなどのワイン輸出国はEUと交渉を行い、アメリカでは2006年の協定によって、EUに輸出されるワインについても「樽発酵」、「樽熟成」、「樽貯蔵」、「シュールリ」、発泡酒の場合の「瓶内（二次）発酵」等の表現を用いることができることになった。EUとオーストラリアとの協定でもほぼ同様の扱いとなっているが、「ボトリシス」や「noble late harvest（収穫期を遅らせた貴腐ブドウ）」、「special late harvest（ブドウ収穫期を特に遅くしたもの）」の表現も認められている。ただし、「シュールリ」の表現についてはオーストラリアでは使用しないことで合意されている。

（6）その他の表示規制

その他に醸造年度の表示、色の表示、辛口・甘口等の表示があるが、これらについてもアメリカ、オーストラリア等とEUとの協定によって取り決めが行われている。たとえば、醸造年度の表示は、アメリカとの協定では任意表示として認められており、オーストラリアとの協定では表示した年に生産されたブドウが85%以上でなければならない。

色の表示は、赤、白、ロゼを除きその他の色の表示も可能となっている。したがって、「グリ」や「黄色」などの表示も可能である。

「辛口」、「甘口」などの表示のうち、スティルワインについては、EU規則で4段階の任意表示が認められ、それぞれの糖分含有率が定められている。アメリカ及びオーストラリアとEUとの各協定においては、両国のワインについて「Dry」、「Medium dry」、「Medium sweet」、「Sweet」の表示が任意表示として認められ、それぞれにEUの基準とは多少異なる糖分含有率の基準が定められている。発泡ワインについてはEUでは7段階の表示が義務となっているが、両協定においては、「Brut nature」、「Extra brut」、「Brut」、「Extra dry」、「Dry」、「Medium dry」、「Sweet」の任意表示が可能でそれぞれにEUの基準とは多少異なる糖分含有基準が設けられている。以上のほか、賞やメダルについても表示が認められている。

4 技術基準

一般的に、輸入国において定められているワイン醸造技術基準に合致しないワインは輸入が認められない。ワインの生産国はそれぞれの国内事情に応じて醸造技術基準を定めているので、醸造技術基準の国際調整が必要となる。この点でOIVは大きく貢献してきた。ワインの輸出を伸ばしてきたアメリカやオーストラリアとEUとの間で醸造技術基準の調整は絶えず問題となってきた。一般的に言えば、EUは概して伝統的な醸造技術を重視していたが、新世界の生産国は新しい醸造技術を開発し、その技術を導入することによって国際市場で受け入れられる競争力のあるワインの生産を目指してきた。

ワインの国際市場での競争が激しくなるにつれ、EUのワインは価格と酒質のバランスの面から新世界のワインに押され気味であり、競争力を強化するためには醸造技術基準に関してより柔軟性を持たせなければならないと判断し、2008年にワイン規則の改正を行った。つまり、補糖、補酸、減酸に関する基準及び水及びアルコール添加の原則禁止などの禁止事項に関する醸造技術基準は理事会規則で定めるが、その他の醸造技術基準は委員会規則で定め、改正が容易であるようにするとともに、かつ、基本的にはOIVの基準にあわせることとした。

このような趨勢の中で、最近、アメリカやオーストラリア等のワイン貿易に関する協定において相手国の醸造技術基準を相互に承認し、輸出国の醸造技術基準に合致していれば輸入国はそのまま輸入を認めるという合意に達している。しかし、まだ、以下のようなペンディング事項があり若干の問題を残している。なお、アメリカは30カ国と醸造技術基準に関する合意（agreement）を締結しており、そのうちアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ及びニュージーランドの5カ国とは証明書（certification requirements）を要求しないことで合意している。

EUとアメリカとの協定(2006年)においては、この醸造技術基準の相互承認は、アメリカがセミジェネリックの名称の使用を16に限定することにつき議会の承認を得るまでは、発効しないと取り決めたことである。それまでは、暫定協定(Bridge agreement)として適用されている。このため、アメリカでは法的に認可されている次の醸造技術を採用したワインは、まだEUへの輸出が認められていない。

- ①乳酸およびリンゴ酸を用いた補酸
- ②逆浸透膜装置による脱アルコール操作および香気成分の除去
- ③イオン交換樹脂によるワインの酒質改良
- ④気液接触分離装置(spinning cone column)による低アルコール分ワインの製造
- ⑤牛乳(fluid milk)を使用した滓下げ・清澄操作
- ⑥特性の異なる2種類のワイン(例えば発泡性ワインとスティルワイン)を50%ずつ調合したハーフ アンド ハーフ(Half and half)

一方、オーストラリアとEUとの協定では、オーストラリアで醸造法として認可されている樽材のチップ(ウッドチップ)をワインへ添加し、樽の風味をワインに付与する方法や、逆浸透膜装置による脱アルコール操作、気液接触分離装置(spinning cone column)による低アルコール分ワインの製造がEUにより認められ、完全な相互承認制となっている。その代わりに、オーストラリアは、ゼミジェネリックの名称や伝統的表現の使用についてEUに大幅な譲歩を行っている。また、アメリカ及びオーストラリアとEUとの両協定においては、新しい醸造技術の採用に関する手続き規定が定められているのが特徴である。

なお、アメリカ、オーストラリア、チリ、アルゼンチン、ニュージーランド及びカナダのワインの新世界の6カ国は、醸造技術基準に関する相互承認について協定を締結している(2001年)。

5 規制の国際調整の手段

以上のような規制については、長年にわたり、ワインの輸出国間で交渉や協議が行われ、調整がなされてきた。

(1) 多国間交渉・協議

原産地呼称や地理的表示については、主として多国間交渉が行われ、古くは、1958年の原産地呼称の保護と国際登録に関するリスボン協定であり、加盟国の原産地呼称を保護し、国際登録を行うものである。参加国は26カ国と少ない。近年になり、交渉の重点は、WTOに移り、1994年のウルグアイ・ラウンドのマラケッシュ協定によって、地理的表示が知的所有権の一つとして位置づけられた。その後、ドーハーラウンドにおいてワインの地理的表示の国際登録が交渉されている。しかし、アメリカ等の反対で国際登録の合意が得られる見通しは立っていない。国際登録が成立すれば、WTO

加盟国のG Iは相互に知的所有権として認められ、輸出される場合の表示も内国民待遇の原則により輸入国のG Iと同等の表示ができることになる。しかし、国際登録の見通しが立っていないので、EUは二国間の登録に重点を置きつつある。また、EUはWTOの場でクローバックというリストを作成し、シャンパーニュなどの名称41について国際保護を行うよう提案し、交渉したが、反対する国も多く、これらの問題は2005年に二国間の交渉によって調整することに切り替えられている。

なお、表示や技術基準のなどについてはOIVなどの国際機関が調整の努力をしている。さらに、アメリカ、オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド及びアルゼンチンの6カ国は世界ワイン貿易グループを結成し、技術基準の相互承認に関する協定（2001年12月）と表示の条件に関する協定（2007年3月）を締結している。

（2）二国間交渉・協議

以上のような状況から、ワインの貿易に関する規制については、現在、基本的には、二国間ベースで交渉・協議が行われている。EUにワインを輸出する国とEUとの交渉は古くから行われてきたが、最近、いくつかの国で新しいワイン貿易に関する協定が締結され、かなりの程度調整が進んでいる。EUとは、アメリカ（2006年）、オーストラリア（2008年）、南アフリカ（2002年）、カナダ（2004年）、チリ（2002年）、スイス（2002年）等が協定を締結している。

また、EUはG Iについて、二国間交渉において相互に登録・保護することに重点を置いてきており、特に、開発途上国やアジア諸国との自由貿易協定締結の際に、地理的表示に関する合意を組み入れていることが多くなっている。近く発効すると思われるEUと韓国との自由貿易協定では、お互いのG Iを登録し、保護することとした。注目すべきことはお互いのG Iに関する制度がG Iとして保護に値する制度かどうか確認したことである。これによって、韓国は、農産物・食料品のG Iに関する法律の改正を行っている（4）。韓国はワインについては多くのEUの地理的表示ワイン等の登録を認めたが、韓国の酒類で登録すべきものはJindo Hongiuのみと極めて少なかった。日本とEU間の経済連携協定などの交渉が始まれば、EUは地理的表示に関する合意を協定に組み込むことを強く要求してくるものと予想される。

6 おわりに

以上のワイン貿易に係る諸規制の内容と関係国間の調整の経過をみると、日本が輸出する上質ワインについてG Iワイン並と認識され、望ましいと思われる表示等が輸出先国で認められるようにするのは、容易でないことが推測される。EUは表示等について厳しい規則を採用しており、特にG Iワインとテーブルワインを明確に区分し、その取り扱いに差を設けている。

このような状況からすると、日本のワインの輸出を伸ばすためには、表示等について

輸出先国との綿密な交渉・協議が必要であろう。WTO等の多国間交渉の場でGIの国際登録が合意されれば、日本のGIワインは、EUをはじめ加盟国のGIワインと同等の取り扱いを受けることができ、それに伴って表示問題の多くが解決されるはずであるが、今のところ国際登録が成立する可能性は高くない。したがって、当面は、輸出先国との二国間の協議・交渉が主体となろう。EUとの自由貿易協定などの交渉が始まれば、EUはGIについて相互の登録と保護を含む協定（ワインのみでなく農産物・食料品についても）の締結を強く要求してくると予想される。この際GI制度のあり方、表示規制等も話題になるとと思われる。

以上のような協議・交渉は、地理的表示、その他の表示、技術基準などについて、いずれも法律に裏打ちされた制度を前提として行われるので、日本でも、早急に、法律に基づく制度として整えつつ、関係国と協議・交渉を行っていかねばならないと思われる。60年以上前から日本ワインの主要メーカーがOIVへの加盟を希望し、1989年に日本ワイナリー協会、北海道、山形県、長野県、山梨県のワイン酒造組合・業界団体が、それぞれワインの主管官庁である国税庁長官にあてて、日本国のOIVへの加盟要望書を提出している。ワイン貿易の規制に関し日本の意見をできる限り国際的に反映させるうえからも、日本国としてOIVへの加盟を早急に実現させる必要がある。

なお、以上のような認識にも立って、昨年（2010年）12月ワイン業界関係者及び学識経験者から成る日本ワイン法制定研究会が発足した。

注

（1） 国際ブドウ・ワイン機構

ブドウ栽培、ワインの醸造・表示・流通に関する国際基準の制定等を目的に設立された国際機関。本部はパリ。加盟国は43カ国(2010)。日本は未加盟。

（2） EUワイン規則によるGIワインには認められるがテーブルワインには認められない表示の主なものは次のとおりである。

- ① 産地表示、
- ② 伝統的表現（シャトー、クロ、ドメイン、シュールリ、遅摘、ヴィラージュなど）
- ③ 醸造法に関する表現（樽熟成、樽発酵、樽貯蔵、発泡性ワインの製造法である瓶内二次発酵と伝統的手法（Méthode traditionnelle）、微発泡性ワインであるクレマンなど）

（3） アメリカとEUとのワイン貿易に関する協定（2006年）第12条第4項は、協定によって互いの国の地理的表示を保護することは、それらの地理的表示を自国

の法律に基づく地理的表示として認めることを意味するものでなく、また、認めることから排除することを意味するものでもないと規定している。

- (4) 2009年10月15日に署名されたEUと韓国との自由貿易協定の地理的表示の部分（Sub Section C 地理的表示）の6において相互の保護にとって必要とされるGIの制度の必要な要素について次のように合意されている。

Sub Section C－6

EU及び韓国は、第1項及び第2項に定める地理的表示に関する登録及び管理に必要な事項については次のように合意する。

- (a) それぞれの国・地域(respective territories)において保護される地理的表示のリストの登録
- (b) 地理的表示が両国地域の国土、地方又は地域を原産としその一定の品質、名声、又はその他の特性が主として地理的な独自性に帰することを証明する行政手続き
- (c) 産品の名称が特定の産品に対応しなければならないこと、又は、産品の仕様が行政的な手続きによってのみ改正されるよう定めた産品の特定による産品に対応しなければならないことの要求
- (d) 生産の際に適用される管理に関する規定
- (e) 登録された名称については、対応する仕様に合致した農産物・食料品の販売を行う事業者は誰でも使用可能であることを定める規則
- (f) 名称が知的所有権の形で保護されていたかそうでないかを問わず、以前から名称を使用していた者の正当な利益が考慮されるよう新たな登録に対する反対手続き

参考文献

「欧州共同体におけるワインラベル表示規則の改革について」、蛭原健介、明治学院大学法学研究第88号、2010年

「世界のワイン法」山本博、蛭原健介、高橋梯二、日本評論社、2009年

「地理的表示は有効な所有権か」高橋梯二訳、(社)畜産技術協会、2009年

「地理的表示における各国の法的対応と日本の課題」高橋梯二、法律時報2010年82巻8号

「WTO紛争処理機関の決定の地理的表示の国際保護に及ぼす影響」高橋 梯二、のびゆく農業988、農政調査委員会、2010年11月15日

「フランスワインの原産地呼称」高橋 梯二、のびゆく農業 9 4 7、農政調査委員会、
2004年

(EUとワイン輸出国との二国間協定)

Agreement between the European Community and Australia on trade in wine 2008

Agreement between the European Community and the Swiss Confederation on trade in
agricultural products

Agreement between the European Community and the Republic of South Africa on trade in
wine 2002

Agreement between the European Community and Canada on trade in wines and spirits 2002

Agreement between the European Community and the United States of America on trade in
wine 2006

(ワイン生産6カ国間の多国間協定)

Agreement on requirements for labeling (January 2007)

Agreement on Mutual Acceptance of Oenological Practices (December 2001)

(自由貿易協定)

Free trade agreement between the EU and the South Korea 2010

参考 I

ワイン貿易に関するアメリカとEUとの間の協定 2006年 (主要条文の翻訳)
(Agreement between the United States of America and the European Community on
trade in wine 2006)

第3条 協定の範囲

- 1 本協定の目的のため、「ワイン」の用語は、新鮮なブドウの全部又は一部のアルコール発酵によるもののみから得られる飲料を意味する。この場合、ブドウは、つぶしたものであるいは果汁でもよく、また生産当事国で認可された新鮮なブドウの構成部分を追加してもよく、かつ、ワインが生産される地域の当事国の規制制度の下で認められたワインの醸造法に従って生産された次のようなものである。
 - (a) アルコール濃度が容量で7%以上22%未満のもの
 - (b) 人工的な着色料、香料及び技術的に必要な量を超える水を添加していないもの
- 2 人間の健康及び安全を保護するための両当事国の措置は、本協定の対象としない。

第4条 現行のワイン醸造法 (practices) 及び仕様 (specifications)

- 1 各当事国は、自国の法律、規則及び要求事項の目的を遂行するために、適正ワイン製造基準に合致しない方法によりブドウから生じる性質を変えない醸造法を認可している他の当事国の法律、規則及び要求事項を認める (recognize)。これらの醸造法は、ワインの品質や安定性を強化するための合理的で技術的、実際的な必要性を改善する方法及びワインの特質や構成について間違った印象を与えないことを含み製造者の期待する効果に関する製造方法を含むものとする。
- 2 第3条に規定された本協定の範囲内において、両当事国は、ワイン醸造法及び仕様を基礎として、付属書Iに記載されている他の当事国の法律、規則及び要求事項の下で認められたワイン醸造法を用いて醸造される他の当事国を原産とするワインの輸入及び販売行為を制限してはならない。

注 (1) 付属書 I アメリカ及びEUのワイン製造上の基準に関する法令を
列挙している。

(2) アメリカがシャンペーン等のセミジェネリックのワイン名の使用を16
に限定することについて議会の承認を得て法制化されないと、EUは
アメリカの現行の製造方法及び仕様は認めないとの条件が付いており、
それまでは、暫定協定 (Bridge agreement) が適用されることになっ
ている。

第7条 原産地の名前

- 1 アメリカは、ある名前によって原産地のワインを指定する目的をもって、一定の名前が原産地の名前として使われるよう措置しなければならない。これは、付属書IV Part Aに記載された特定の地域で生産される上質ワイン及び地理的表示を伴うテーブルワインの名前及びPart BのEU加盟国の名前を含むものとする。

注 付属書IV EUのワインの産地名

Part A EUのAOPワイン名及びヴァン・ド・ペイなどのAOPワインでな
いが産地名のあるワインの産地名

Part B EU加盟国の名前

- 2 EUは、付属書Vに記載されたワイン生産上の意味を持つ名前がこのような名前によって示される原産地のワインであることを示すため、ワインの原産地を示す名前として使われるよう措置する。

注 付属書V アメリカのワインの産地名

Part A アメリカのAVAの名前

Part B アメリカの州の名前

Part C アメリカの郡の名前

3 両当事国の担当当局は、本条に合致しない表示のワインが市場に販売されないよう、又は、本条に合致されるよう表示されるまで市場から撤去するよう確保しなければならない。

4 (略)

第8条 ワインの表示

- 1 両当事国は、自国の領域で販売されるワインについて、特に構成、又は原産地に関し、誤ったあるいは誤認を招く表示が含まれることがないようにしなければならない。
- 2 両当事国は、前項の規定に従い、**ワインの表示に関する議定書 (Protocol on Wine Labelling)** によって任意の事項あるいは追加的情報をワインに表示できる。
- 3 両当事国は、ワイン**醸造**に使われる加工、調製、技術が表示によって確認されることを要求できない。
- 4 アメリカは付属書 I I に記載されたEUを起源とする名前をワインのクラス又はタイプを示すものとして使用することを許可するものとする。

注 付属書 I I

バーガンディ、シャブリ、シャンパーニュ、キャンティ、クラレット、オー・ソーテルヌ、ホック、マディラ、マルサラ、モーゼル、ポート、レッジナ、ライン、ソーテルヌ、シェリー、トカイ

参考 I I

ワインの表示に関する議定書(Protocol)

(付属書以外は全訳)

アメリカとEUとのワイン貿易に関する協定第8条(2)に基づく。

第A章 アメリカを原産とするワイン

1. 本議定書において、「アメリカのワイン」とは、アメリカとEUとのワイン貿易に関する協定（以下「本協定」という）の規定に従って、アメリカを原産とするワインで、EUに輸出され、販売されるものをいう。

2. 任意表示とは、

2・1

- (a) 生産年
- (b) 1種類又は複数のブドウ品種名
- (c) 瓶詰の場所
- (d) 賞、メダル、その他品評会に関する事項
- (e) ブドウ圃場の名称
- (f) 付属書 I の point 1 に記載された事項
- (g) 付属書 I I に従ったワインの製造方法に関する事項

注

付属書 I

Chateau, classic, clos, cream, crusted/crusting, fine, late bottled vintage, noble, ruby, superior, sur lie, tawny, vintage and vintage character

付属書 I I

Barrel aged, barrel fermented, barrel matured, oak aged, oak fermented, oak matured, wood aged, wood fermented,

2・2 エステート瓶詰の表示

2・3

- (a) 付属書 I I I で特定された製品のタイプ
- (b) ワイン販売に従事した個人又は法人の名前、職業、住所
- (c) 特別の色、特別の色とは「ロゼ/ピンク」、「赤」、「白」ではなくその他のすべての色

注

付属書 I I I

スティルワインについて

Dry, Medium dry, Medium sweet, Sweet の定義

発泡ワインについて

Brut nature, Extra brut, Brut, Extra dry, Dry, Medium dry, Sweet の定義

- 3・アメリカのワインについては、第2項による任意の事項は、以下に規定する要求事項に従って、表示することができる。
- 3.1 任意事項は、改正されたUS連邦規則コードの Title 27, Part 4 に従ってのみ表示できる。
- 3.2 2.2.1の任意事項は、ワインが本協定付属書V（アメリカの産地名）に記載された産地の名称に限り表示できる。
- 3.3 2.2.2の任意事項（エステート瓶詰）は、ワインが本協定付属書V Part A（AVA）に記載された名称に限り表示できる。
- 3.4 原産地の名称を表示しているワイン又は表示していないワインのいずれについても、2.2.3の任意事項の表示を行うことができる。
- 3.5 本議定書に特別の定めがある場合を除き、任意事項は、本協定付属書IVに記載されているEUにおいて保護されている原産地と同じ名称を含んでいてはならない。
- 3.6 任意事項としてのブドウの品種名の使用に関しては、
- (a) 任意事項として表示できるブドウ品種名は、付属書IVに記載されたものとする。この規定は、ブドウ品種名が付属書IVに記載されているかどうかにかかわらず、他のブドウ品種の使用を禁じるものではなく、EUの規則に従い、特に、EU規則(EC)No753/2002に従い、許可される。
 - (b) 付属書IVに記載されていないブドウ品種について、アメリカが新たに記載を要求した時は、EUは付属書IVを改正し当該品種を追加記載しなければならない。この規定は、EUが通知を受領した日から60日以内に当該品種名がEU規則で認められないこと、特に、EU規則（EC）No 753/2002で認められないことをアメリカに通知しない場合に限り適用される。
 - (c) 上記(b)は、上記（b）の通知がなされない場合においても付属書IVの改正の両当事国の権能（ability）を害するものでない。

注

付属書IV

200品種以上のブドウ品種名が記載されている

- 3.7 2.2.1（b）の任意事項に関しては、次の事項を表示することができる。
- (a) 単一品種、当該ブドウ品種からのワインが75%超、また、当該品種がアメリカ合衆国の規則に則り、ワインの特性（character）を決定していることを条件とする。

(b) 2種類又はそれ以上の品種である場合は、補糖のために使われるブドウの量の調整を行った後、当該ブドウが100%であることを条件とする。ただし、4種類以上の品種名を表示する場合は、表のラベルではなく、裏ラベルに表示しなければならない。

3. 8 2. 2. 1 (f) の任意事項の表示は、付属書 I に従う。

4 アメリカを原産とするワインは、本協定第2条(c)に規定するように、本協定付属書V Part B 及び Part C に記載されている州又は郡の名前を表示できる。ただし、州又は郡の名称を表示する場合には、少なくともワインの75%は当該地域で収穫されたブドウによらなければならない。

第B章 EUを原産とするワイン

1 本議定書のこの章において、「EUのワイン」とは、本協定の条件に従い、EUを原産とするワインで、アメリカに輸出され、販売されるワインをいう。

2 EUのワインは、US連邦規則コード Title 27, section 4.38(f) に定義され、EU理事会規則(EC)No 1493/1999 Title V Chapter II 及び付属書V I I 並びに委員会規則(EC)No753/2002 に合致した追加的情報を表示することができる。ただし、追加的情報は、アメリカの要求事項に合致して表示され、また、アメリカの義務的規制と矛盾せず、又は、これらの要求事項によって情報としての資格が与えられ、さらに、追加的情報は、真実で、正確で、特定でなければならない、また、本質的に異なったり (disparating)、誤認を招くようなものであってはならない。

注意

本稿で引用した協定及び議定書は、EUの2008年及び2009年に行われたワイン規則の全面改正以前のEU関連規則に基づいており、最近、協定等が改正されたか否かについては確認できていない。